

厚別ふれあい循環バスの本格運行移行に向けた 札幌観光バス株式会社の運賃に係る協議運賃部会の設置について

1 報告事項

北海道中央バス株式会社が運行する「厚別ふれあい循環線」の廃止に伴い、令和7年4月から、地域住民が主体となり、札幌市で初の事例となる札幌市地域交通支援制度を活用した地域交通「厚別ふれあい循環バス」の実証運行を行っております。

このたび、令和8年4月からの本格運行への移行の目途が立ちました。

本格運行においては、道路運送法第4条に基づく運行となることから、協議運賃または上限運賃により運賃を設定する必要がありますが、本運行については協議運賃によることを想定しております。

つきましては、「厚別ふれあい循環バス」の協議運賃設定のため、札幌市公共交通協議会協議運賃部会設置規程に基づき、運行事業者である札幌観光バス株式会社の協議運賃部会を設置しますのでご報告いたします。

本協議運賃部会の委員につきましては、以下の2のとおりであり、札幌市公共交通協議会の吉田会長から指名済みである旨申し添えます。

2 委員名簿

(非 公 表)

3 厚別ふれあい循環バスの実証運行概要

実施期間	令和7年4月1日～ ※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。
運行態様	乗合旅客運送（路線定期運行）
運行車両	大型バス車両 ・路線バスタイプ（前方と中央にドアがある車両） ・定員73名
運行経路及び停留所	以下、「運行経路図」のとおり  <p>※反時計回りで運行 (①→⑯)</p>
運行便数	15便 (7:30～17:00)
利用方法	定時運行のため、予約不要
運賃	一律 300円 (現金のみ対応) ※未就学児無料 その他、回数券・定期券あり
運行事業者	札幌観光バス株式会社
道路運送法上の位置づけ	道路運送法第21条による運行 (国土交通大臣の許可を受けた場合等における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送)